

(第三種郵便物認可)

佐賀新聞

2014年(平成26年)3月17日(月曜日)

福祉と連携 生きる保障で累犯防ぐ



罪を犯した障害者や高齢者を、どう社会復帰につなげていくか。全国で初めて社会福祉士として東京地検に採用され2013年4月から、容疑者や被告人の釈放後の福祉的支援について助言・調整する松友了さん(66) 唐津市相知町出身に、司法と福祉の在り方や支援の方向性などを聞いた。
(聞き手・林大介)

東京地検 社会福祉アドバイザー 松友了さんに聞く

「罪を償った障害者や高齢者を排除してはならない」と力説する松友了さん=佐賀市

まつとも・りょう 唐津東高一早稲田大卒。1976年に発足した日本てんかん協会常務理事に就任。95年から全日本手をつなぐ育成会(知的障害者の親の会)常務理事。2007年12月から社会福祉法人南高愛隣会(長崎県雲仙市)東京事業本部長として、罪を犯した高齢者や障害者の支援に取り組む。知的障害のある長男の親でもある。関西福祉大客員教授。社会福祉士。保護司。東京都国分寺市。

れる人は多いが、判定を受けていないので、福祉の支援を受けてきていない。精神障害の場合、本人が支援を拒むケースもあり、十分に福祉につなげるには課題がある。
■刑務所を出所した後の「出口支援」では、地域生活定着支援センターが2009年7月に制度化され、12年4月には全国に整備された。一方で、軽微な罪を犯した人を容疑者や被告の段階で見極めて支援につなぐ「入り口支援」はどのようになっているか。
—各地域で地検に社会福祉士を配置したり、弁護士と連携したりしているが、まだまだ道半ば。最初に支援の必要性に気づける場合は、職務質問や取り調べをする警察になるが、つなぐ枠組みはない。一定レベルの警察官の教育に加え、国が財政的措置と法整備をして、社会福祉士などの専門家を制度として配置するシステムが必要だ。

■刑務所の中の障害者や高齢者の問題にスポットが当たったのは、秘書給与詐取事件で服役した元衆院議員山本譲司さんの手記「獄窓記」がきっかけとされる。
—実は福祉の現場ではずっと以前から一番の問題だった。例えば逮捕されたのが知的障害者なら、「お前がやっただけ」と言われて、質問の意味も分からないまま「うん」と答えて、はい自供、という構図。制度を変えるには当事者が声を上げなければならぬが、障害者や高齢者はできなかった。そこに山本さんが光を当てた。
■罪を繰り返す障害者や高齢者の背景をみると、障害者手帳を持っていないかったり、貧困や孤立があったりと問題を抱えているケースも多い。そこで社会福祉士が果たす役割は何か。
—例えば万引なら「窃盗罪」として一つの条文で裁かれるが、盗んだきっかけは精神障害で仕事ができず、貧しくて食べ物を買むようなケースがあり、単純に割り切れる構図ではない。さまざまな関係機関や団体が福祉的な支援をしており、これをつなぐ専門家としての社会福祉士が介在することで、今まで以上に効果的に更生や再犯防止ができる。反省は一人でできても、

警察現場に専門家配置を

■今後の「入り口支援」の方向性は。
—厚労省と法務省が絡む形で、地域生活定着支援センターのような新組織を作るべきだという議論はあるが明確な方向性は出ていない。現在は各地域でさまざまな試行がされており、この数年で一番効果的な方法に集約されると思う。福祉の側も新たな取り組みとして、刑事分野の専門性を持つ人材を育成しようと考えている。いずれにしても関係機関をつなぐ専門家の配置は不可欠なと思う。

更生は1人ではできない。社会構造が複雑化する中で、生きていける保障をしなければ、罪は繰り返されてしまう。
■東京地検では社会福祉アドバイザーとして、容疑者や被告の処遇に助言したり、釈放や執行猶予となった後の受け入れ先との調整などに当たっている。約1年間の活動を通じて感じることは。
—万引、無銭飲食などの軽微な犯罪が対象で、約1年間に420人ほど対応したが、ほとんどが無職。住所不定が3分の2を占めているが、福祉の支援を受けるには住民票が不可欠で、まず住む場所を確定することから始めなければならぬ。知的障害が疑わばならない。

佐賀県内では2009年12月、県社会福祉士会が地域生活定着支援センターを開設。罪を犯した高齢者や障害者の社会復帰をサポートしており、行政機関や福祉施設との連携も進みつつある。
同センター
—支援センター開設内、2年は6割以上が6割以上を占めていたが、最近では知的障害や精神障害がある50代以下が半数近い。放火など重罪も多いことから、担当者は「対象者が若く、支援が長くなる傾向がある。スタッフの拡充や精神的ケアなどの充実が課題」と話す。

佐賀新聞
14.3.17

複写はご遠慮ください。